区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 平成二十三年七月十六日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 平成二十三年九月一日から同月二十五日までの間及び平成二十四年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○防衛省告示第百六十五号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年七月十九日及び同月二十日（予備、同月二十一日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　豊後水道南方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ｲ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ｳ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｴ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(ｵ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(ｶ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施艦

自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十六号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年七月二十一日から同月二十五日まで（予備、同月二十六日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島東方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒
(ｲ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二八度〇九分五二秒
(ｳ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒
(ｴ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦

自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十七号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年七月二十一日から同月二十五日まで（予備、同月二十六日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｷ)までの七地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｷ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒
(ｲ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒
(ｳ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒
(ｴ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒
(ｵ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒
(ｶ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒
(ｷ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦

自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十八号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十三年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年七月二十一日から同月二十五日まで（予備、同月二十六日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区　域　沖縄島南東方の次の(ｱ)から(ｶ)までの六地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｶ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(ｲ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ｳ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(ｴ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(ｵ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(ｶ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦

自衛艦四隻

その他

一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百六十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年七月八日

防衛大臣　北澤　俊美

日　時　平成二十三年七月二十日（予備、同月二十一日及び同月二十六日）の〇六〇〇から二〇〇〇まで

区　域　野島埼南方の次の(ｱ)から(ｴ)までの四地点を順次結んだ線及び(ｱ)の地点と(ｴ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ｱ)　北緯三四度三五分一二秒　東経一三五度〇八分一二秒
(ｲ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一三五度一四分四八秒
(ｳ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一三五度〇二分四八秒
(ｴ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一三五度〇七分四八秒

実施艦

自衛艦六隻

その他

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。